

障害者日常生活用具給付事業のご案内

重度障害者（児）の日常生活の利便のために、対象となる障害のある方に必要な用具を給付します。希望される方は事前にご相談ください。購入された後の助成は行っていません。

1. 利用できる方

世田谷区にお住まいの障害のある方（難病の方を含む）で、各種目の給付にあたって要件を満たす方。なお、小児慢性疾患の方を対象とした日常生活用具の給付は別制度になります。

2. 種目

別紙をご覧ください。

- 障害の種別や程度（等級）などにより、給付できる種目が異なります。
- 用具の給付は、原則として一世帯あたり同一種目1件ですが、個人ごとに給付できる種目もあります。
- 種目により耐用年数を定めています（ストマ装具など一部を除く）。その年数内の場合、原則として再給付は出来ません。また、修理には対応していません。
- 各種目には、助成の限度額として基準額を定めています。

3. 利用者負担

- 原則、申請する用具の**購入費用の1割に相当する金額**が利用者の負担額となります。ただし、世帯の税額が一定の範囲内の場合は**上限月額**が設定されます。詳しくはご相談ください。

区分	世帯*2の収入状況	利用者負担額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割額：24,000円未満）	購入費用の1割（ <u>上限：1,120円</u> ）
一般2	住民税課税世帯（所得割額：24,000円以上55,000円未満）	購入費用の1割（ <u>上限：2,350円</u> ）
一般3	住民税課税世帯（所得割額：55,000円以上100万円未満）	購入費用の1割（ <u>上限：37,200円</u> ）
一般4	住民税課税世帯（所得割額：100万円以上）	全額

※日常生活用具給付事業は、区市町村ごとに利用者負担額の算出方法などが異なります。

※世帯の範囲

18歳以上の障害者：障害のある方とその配偶者

障害児：保護者の属する住民基本台帳での世帯

（ただし、世帯に対象者の扶養義務者以外の方がいるときは、その方は除きます。）

4. 申請先

お住まいの地域の総合支所保健福祉課 障害支援担当

ご相談により要件などを確認し、受付いたします。

お手続きには申請書と見積書（※）が必要です。

※見積書は、日常生活用具として購入可能かを事業者へ確認したうえで依頼をしてください。取扱事業者がわからない場合にはご相談ください。見積書には、種目の名称、単価、数量、合計金額等の記載が必要です。見積額が区の基準額を超える場合の超過分は、利用者の負担となります。

～ストマ装具をご利用の方へ～

- 新規の方を除き、1回のお手続きで6か月分の給付を行います。区から交付する給付券は、2ヶ月分で1枚としていますので、1回のお手続きで給付券が3枚となります。
- 継続の方には、更新のご案内を、毎年2月（4～9月分）と8月（10～3月分）にお送りします。
- ストマ装具の継続にかかるお手続きに必要な見積書は、給付内容に変更がない場合は事業者から区の保健福祉課へ直接郵送されます。

【参考】ストマ装具（消化器系）利用者負担の例

給付券1枚は2か月分の18,020円（基準額9,010円×2）です。利用者負担額は、18,020円の1割である1,800円となります。（10円未満切り捨て）

（例1）世帯の所得割額が30,000円の場合（一般2）

→ 下表より、利用者負担額（1,800円）が一般2の利用者負担額の上限である2,350円を超えていないため、基準額18,020円から1,800円を差し引いた16,220円が助成されます。

（例2）世帯の所得割額が10,000円の場合（一般1）

→ 下表より、利用者負担額（1,800円）が一般1の利用者負担額の上限である1,120円を超えているため、基準額18,020円から1,120円を差し引いた16,900円が助成されます。

（例3）世帯の所得割額が1,200,000円の場合（一般4）

→ 下表より、利用者負担額が全額負担の階層となるため、この制度を利用できません。

区分	世帯*2の収入状況	利用者負担額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割額：24,000円未満）	購入費用の1割（上限：1,120円）
一般2	住民税課税世帯（所得割額：24,000円以上55,000円未満）	購入費用の1割（上限：2,350円）
一般3	住民税課税世帯（所得割額：55,000円以上100万円未満）	購入費用の1割（上限：37,200円）
一般4	住民税課税世帯（所得割額：100万円以上）	全額

※「利用者負担額」は、給付券1枚あたりの負担額です。

◆お問い合わせ・申請窓口

世田谷保健福祉センター 保健福祉課	電話 5432-2865	Fax5432-3049
北沢保健福祉センター 保健福祉課	電話 6804-8727	Fax6804-8813
玉川保健福祉センター 保健福祉課	電話 3702-2092	Fax5707-2661
砧保健福祉センター 保健福祉課	電話 3482-8198	Fax3482-1796
烏山保健福祉センター 保健福祉課	電話 3326-6115	Fax3326-6154

世田谷区日常生活用具給付事業 公費負担上限基準

令和6年4月1日現在

(1)日常生活用具

(円)

番号	種 目 名	上限額	
1	浴槽(湯沸器含む)	91,000	
2	浴槽のみ	58,300	
3	湯沸器のみ	50,000	
4	簡易浴槽	121,000	
5	特殊寝台	162,800	
6	特殊マット	19,600	
7	特殊尿器	67,000	
8	入浴担架	82,400	
9	体位変換器	15,000	
10	移動用リフト	547,000	
11	移動用リフト吊具	50,000	
12	訓練いす(児童のみ)	33,100	
13	マットレス	52,800	
14	ポータブルトイレ	25,000	
15	じょくそう防止マットレス	140,000	
16	屋内移動設備用吊具	50,000	
17	入浴補助用具	下記以外	90,000
		下肢体幹1級で車椅子を利用する方	180,000
18	便器	20,000	
19	T字状・棒状のつえ(木材)	4,683	
20	T字状・棒状のつえ(軽金属)	4,683	
21	移動・移乗支援用具	下記以外	60,000
		下肢体幹1.2級又は進行性疾患の方	120,000
22	頭部保護帽(既製品)	12,525	
23	頭部保護帽(オーダーメイド)	37,853	
24	特殊便器	151,200	
25	火災警報器	31,000	
26	自動消火器	28,700	
27	歩行時間延長信号機用小型送信機	11,000	
28	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	
29	フラッシュベル	12,915	
30	ガス安全システム	42,200	
31	緊急ベル	19,900	
32	生活支援自助具	20,000	
33	カーシート	70,000	
34	車いす用雨がっぱ	10,000	
35	UV防護服	33,000	
36	透析液加温器	51,500	
37	ネブライザー(吸入器)	下記以外	36,000
		(長時間連続使用が必要な方のみ)	84,000
38	電気式たん吸引器	56,400	
39	音声式体温計	9,000	
40	視覚障害者用体重計	15,300	
41	空気清浄器	33,800	
42	ルームクーラー	90,000	
43	パルスオキシメーター	下記以外	43,000
		(長時間連続使用が必要な方のみ)	157,500
44	視覚障害者用音声血圧計	9,680	
45	携帯用会話補助装置	217,800	
46	点字ディスプレイ	下記以外	318,000
		視覚と聴覚の重複障害の方	398,000
47	点字タイプライター	74,000	

(円)

番号	種 目 名	上限額	
48	点字器(標準型)(真鍮)	9,450	
49	点字器(標準型)(プラスチック)	9,450	
50	点字器(携帯用)(アルミ)	9,450	
51	点字器(携帯用)(プラスチック)	9,450	
52	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生録音機)	85,000	
53	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	48,000	
54	視覚障害者用視覚情報読上げ装置	29,800	
55	視覚障害者用読書器 (暗所視支援眼鏡を含む)	下記以外	198,000
		(OCR等のPC用ソフトウェア)	90,000
56	時計(触読式)	13,900	
57	時計(音声式)	13,900	
58	地デジ対応ラジオ	29,000	
59	聴覚障害者用通信装置	25,000	
60	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	
61	聴覚障害者用目覚まし時計	16,000	
62	人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	300,000(片耳)	
63	人工喉頭(笛式)	5,150	
64	人工喉頭(笛式)(気管カニューレ付)	8,343	
65	人工喉頭(電動式)	72,203	
66	人工喉頭(埋込型用人工鼻)	23,250	
67	会議用拡聴器	38,200	
68	携帯用信号装置	20,200	
69	情報・通信支援用具	画面読上げ(スクリーンリーダー)・ 音声ブラウザ	66,000 (継続定額サービスの 製品は13,200円)
		音声メーラー	19,800 (継続定額サービスの 製品は3,960円)
		PC等周辺機器	100,000
		上記以外のその他	50,000 (継続定額サービスの 製品は10,000円)
70	ストマ装具(消化器系)	9,010	
71	ストマ装具(泌尿器系)	11,840	
72	紙おむつ等	12,000	
73	収尿器(男性用)(普通型)	7,931	
74	収尿器(男性用)(簡易型)	5,871	
75	収尿器(女性用)(普通型)	8,755	
76	収尿器(女性用)(簡易型)	6,077	

(2)住宅改修

番号	種 目 名	上限額	
1	小規模改修 (手すりの取付け)(床段差の解消)(床材の変更) (扉の取替え)(便器の取替え)(その他付随する改修)	200,000	
2	中規模改修 (浴場)(便所)(玄関)(居室)(台所)	641,000	
3	屋内移動設備 (階段昇降機含む)	(本体)	979,000
		(工事費)	353,000

別表第2(第5条関係)

区分	対象者	利用者負担額(月額)
生活保護・低所得	①給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者が給付を受けた月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である場合における当該給付対象者 ②給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者(給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。)が給付を受けた月の属する年度(給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税を課されない者である場合における当該給付対象者	0円
一般1	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者(給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。)について給付を受けた月の属する年度(給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額が24,000円未満であるもの	給付する用具の価格(別表第1に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額)の1割に相当する額(ただし、上限を 1,120円 とする。)
一般2	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者(給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。)について給付を受けた月の属する年度(給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額が24,000円以上55,000円未満であるもの	給付する用具の価格(別表第1に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額)の1割に相当する額(ただし、上限を 2,350円 とする。)
一般3	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者(給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。)について給付を受けた月の属する年度(給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額が55,000円以上1,000,000円未満であるもの	給付する用具の価格(別表第1に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額)の1割に相当する額(ただし、上限を 37,200円 とする。)
一般4	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者(給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。)について給付を受けた月の属する年度(給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額が1,000,000円以上であるもの	給付する用具の価格(別表第1に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額)の全額

備考

1	利用者負担額の算定にあたり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2	同月に複数の品目を給付する場合、品目ごとに利用者負担額を算定し、最も高い金額となった品目の利用者負担額のみを算定し、それ以外の品目の利用者負担額は0円とする。ただし、一般4の区分に該当する対象者については、その負担する額は、給付する全ての品目に係る利用者負担額を合計して得た額とする。
3	この表において「障害者」とは、給付事業の対象者のうち、18歳以上であるものをいう。
4	この表において「市町村民税を課されない者」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の規定に基づき当該市町村民税を免除された者とし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
5	この表において「市町村民税の所得割の額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第26条の2で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。
6	所得割の額を算定する場合には、省令第26条の3に規定する算定方法を適用する。